

告示

## 埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告す

令和元年十月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行